

# 新型コロナ・円安・物価高騰対策支援補助金

【募集期間】 **令和4年10月18日(火)～11月30日(水)**

●対象者 **県内中小企業等（個人事業主を含む）**

●要件

◆令和4年4月以降の連続する任意の3か月分の**売上が**、  
過去3年のいずれかの年の同期比**10%以上減**

または

◆令和4年4月以降の連続する任意の3か月分の**売上総利益（粗利）**が、  
昨年同期比**10%以上減**

コロナ禍・円安・物価高騰への**前向きな取組の経費を補助**します。

●補助率・補助額

補助率	補助金額
1 / 2	15万円(下限) ～ 150万円(上限)
売上10%以上減少かつ <b>粗利30%以上減少</b> の場合【利益回復特別枠】	
2 / 3	20万円(下限)～200万円(上限)

※総事業費が30万円以上となる必要があります。

<補助対象となる「前向きな取組」の例>

※補助対象経費については、裏面を参照して下さい。

### ①省エネ投資

設備更新による高熱費削減



### ②効率化・高収益化

効率化、経費削減の取組



デジタルタコグラフ 運用管理アプリ

生産工程の自動化

デジタル等による業務効率化



接客ロボ

受発注管理電子化

### ③新商品開発・事業転換

新商品・サービス開発



高付加価値化

商品リニューアル

新たな手法導入



Eコマース

無人店舗

### ④需要確保・販路開拓

広報



料金改定  
ご協力をお願い

新規・再来店促進の取組



お得情報！  
再来店歓迎

景品

抽選応募券付商品

事業拡大



2号店



- ✓ これは補助金です。**応援金ではありませんのでご注意ください。**  
(対象となる事業を実施した場合、その経費の一部を補助する制度です。)
- ✓ 事業実施にあたり、**自己負担が必要**で、**令和5年1月末までの完了**が必要です。

補助事業を希望する場合、まずは、郵送又は電子申請で**計画書を提出**して下さい。(裏面参照)

# ■補助対象経費

補助対象事業（対象となる取組例）	補助対象経費
<b>✓ 省エネ投資</b> （省エネのための機器・設備導入、更新整備等）	機械器具費、システム導入費、施設改修費、調査・指導費 等
<b>✓ 高効率・高収益化</b> （省エネ等、効率化・コスト削減のための機器・設備導入等）	機械器具費、システム導入費、施設改修費、調査・指導費 等
<b>✓ 新商品開発・事業転換</b> （価格適正化と合わせて行う高付加価値商品開発、コロナ禍対応の新商品開発、事業方法転換等）	マーケティング戦略費、機械器具費、原材料費（開発研究用。販売用は対象外）、技術指導費、外注費、開発・事業転換費（新商品開発等に係る直接人件費、固定費を含む。）等
<b>✓ 需要確保・販路開拓</b> （価格適正化理解に向けた広報、新規顧客やリピーター確保の取組、事業分野拡大、新規出店等）	マーケティング戦略費、会場整備費、営業代行料、広告宣伝費、人材育成費、需要確保・販路開拓費（需要確保・販路開拓に係る直接人件費、固定費を含む。（販売用原材料費は対象外））

# ■申請方法 ～まずは事務局に計画書を提出して下さい。～

## 提出書類


詳細は募集案内（県HP）を参照して下さい。

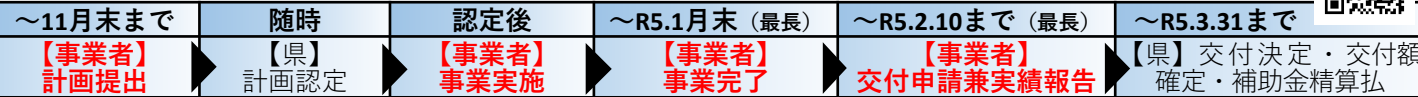
※ R3・4年度に県実施の応援金を申請済で、②の**同じ書類を提出済の場合、当該書類を省略できます**（詳細は事務局にお問合せ下さい）。  
 税務署の業務ひっ迫に繋がりますので、**税務署への確定申告書類の再交付請求等は可能な限りお控え下さい。**

- ① **事業実施計画書**（様式第1号）
- ② **基準期間**（過去3年のいずれかの年の同期間（同月））の**売上等が確認できる書類等の写し**  
 ⇒ **【基準期間が含まれる年（前年(R3)、前々年(R2)、前々々年(H31)のいずれか）の確定申告書類の写し】**  
 （※利益比較の場合は、前年(R3)比較となりますので、前年の確定申告書類の写し）
- ③ **対象期間**（令和4年4月以降の連続する任意の3か月）の**売上等が確認できる書類の写し**（売上台帳等）
- ④ **予定期間内に納品等が完了しない場合の取決め書類**    ⑤ **事業内容が分かる資料**（定款等）

## 提出方法 / 提出先

郵送 〒680-8570 鳥取市東町一丁目220  
 鳥取県庁商工政策課 新型コロナ・円安・物価高騰対策支援補助金事務局宛  
 電子申請 とっとり電子申請サービス「新型コロナ・円安・物価高騰対策支援補助金事業実施計画書」

（参考）事業の流れ ※10/14～、事業者は自己の責任で計画認定前の事業着手が可能です。（Q3参照） 電子申請QRコード 



# ■ Q&A （QAはHPにも掲載。ご不明点は、表面、事務局連絡先までお問い合わせください。）

- Q1. 売上減の計算【過年度の売上について月別での算定が困難な場合】**  
 A. 実額での比較を原則としますが、白色申告等で、月額の把握が困難な場合は、**年額÷12**を、**基準期間のひと月あたりの売上額**とすることが可能です。
- Q2. 粗利(売上-売上原価)による利益減の計算【基準期間に限定した棚卸額や売上原価が算定困難な場合】**  
 A. 実額での比較を原則としますが、基準期間で区切った棚卸額や売上原価が算定困難な場合、**年額で計算し、(年間売上-年間売上原価)÷12**を、**基準期間のひと月あたりの粗利額**とすることが可能です。
- Q3. 県の認定後でなければ、事業に着手（発注）できないのか。**  
 A. **令和4年10月14日以降**、事業者の責任において認定前に先行着手することは可能です。  
 但し、この場合、補助金の対象となるか確約できませんので、**あくまで事業者の責任で**着手して下さい。  
 先行着手した場合も同様に、計画を提出し、計画認定された後、事業完了後の交付申請・実績報告が必要です。
- Q4. いつまでに補助対象事業を完了させる必要があるか。**  
 A. **必ず、令和5年1月31日までに**完了(発注先の支払まで完了)するようして下さい。なお、交付申請兼実績報告の提出期限は、令和5年2月10日です。**期限を超過する場合、補助金をお支払い出来ません**のでご注意ください。